

税の申告は忘れずに

確定申告

税務署などで確定申告書の記載方法などの相談を受け付けています。不明なことがあれば、申告に必要な書類を準備し相談してください。

▶確定申告が必要な人

- 2か所以上の支払者から、給与などを受けている人
- 年の途中で退職し、年末調整が終わっていない人
- その他の収入の合計所得が20万円を超える人 など

※公的年金などの収入金額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告する必要がありませんが、所得税還付を受けるための申告書を提出することができます。

確定申告相談会場(香椎税務署)

▶期間 2月16日(金)～3月15日(木)

土日を除く(ただし、2月18日、25日の日曜は、確定申告会場を開設します。)

▶時間 9時～16時

※税務署敷地内に申告相談会場を設置しているため、税務署駐車場が利用できません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※申告相談の受付は、原則として16時までです。受付終了間際は、大変混雑することがありますので、お早めにご来場ください。

問い合わせ先 香椎税務署 ☎661-1031

確定申告相談特設会場(各町役場)

各町役場特設会場にて相談を受け付けます。申告の種類により日程が異なりますのでご注意ください。また混雑した場合、受付を制限することがありますのでご了承ください。

年金、給与合算などの簡易申告する人

▶日程および会場 2月16日(金)～2月28日(水) 土日を除く 須恵町役場1階 保健センター
3月 1日(木)～3月15日(木) 土日を除く 須恵町役場3階 大会議室

▶受付時間 9時30分～11時、13時～15時

営業、不動産、農業など収支内訳書を添付して申告する人、株譲渡所得のある人

▶日程および会場 2月22日(木)、23日(金) 志免町役場
2月26日(月)、27日(火) 須恵町役場1階 保健センター
3月 1日(木)、2日(金) 宇美町役場

※上記の日程以外は、各町役場で相談の受け付けはできません。また、不動産などの譲渡所得や贈与税の相談も各町役場ではできませんので、香椎税務署で相談や申告をしてください。

町県民税申告

所得税が課税されない人でも、収入がある場合は、町県民税申告が必要です。

▶対象者 須恵町に住所を有する人(平成30年1月1日現在)

※国民健康保険に加入されている人や所得(非課税)証明書が必要な人は、収入がない場合でも申告してください。

※給与以外の所得がなく、勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている人や確定申告をする人は、町県民税申告の必要はありません。

▶期間 2月 1日(木)～3月15日(木) 土日祝日を除く

▶場所 須恵町役場1階 税務課

問い合わせ先 税務課 ☎932-1495(ダイヤルイン)

☎932-1151(内線131、132、135)



今月のポイント

通信サービスの契約には
要注意!

相談事例

大手電話会社だと名乗ったが、実は別の光回線通信会社の代理店だった!

3か月前、契約先の大手電話会社を名乗り「固定電話やインターネット回線を一本化するので、設定を変更しないといけない。料金は1年間で約1万円安くなる」と電話があった。最近になって、知らない会社から料金が引き落とされていたことに気づき、契約先が光回線やプロバイダの通信会社に変更されていたことがわかった。解約を申し出たら、高額な違約金を請求された。

アドバイス

平成27年2月1日より、これまでNTT

〒東日本、NTT西日本が提供していた光回線サービスや光電話サービスを、他の電気通信事業者が、自社のサービスとして提供できることになりました。そのため通信事業者の代理店による、訪問販売や電話勧誘によるトラブルが急増しました。総務省は、電気通信事業法の大幅改正を平成28年5月21日に施行し、消費者の保護を図りました。

電気通信事業者や代理店は、契約前に、高齢者や障がい者など、その知識、経験、契約目的などに配慮し、契約の内容、契約先の事業者名、利用の条件、解約料など大切な内容を、消費者にわかりやすく説明するよう義務づけられました。

このケースは、解約時に違約金がかかることを事前に説明していなかったために起こったトラブルです。センターより光回線事業者に改正電気通信事業法が守られているかなどについて問い合わせたところ、この事例では事業者は違約金なしの解約に応じました。

参考

改正電気通信事業者の消費者保護のルール

①説明義務の充実
▼高齢者や障がい者などへ配慮したわかりやすい説明を行うこと
▼携帯電話契約の2年縛り(2年間の解約制限)について、自動更新時に利用者に事前に通知すること

②契約書面の交付
③クーリング・オフに似た初期契約解除制度の導入(原則、契約書を受け取ってから8日間)
※ただし、契約解除までに利用した利用料や、工事費、事務手数料には支払い義務があります。

初期契約解除制度では、販売方法に問題があった場合を除き、一緒に販売されたスマートフォンなどの端末の契約までは解除できません。そのため店舗や通信販売での携帯電話などの移動通信サービスについては、端末まで契約解除ができる「確認措置」(総務大臣が認定)が講じられました。確認措置による解除は、電波状況が不十分、説明義務や契約書面交付などに問題があった場合に限られます。どちらの制度が対象になるか、その申し出方法は契約書面で確認しましょう。

また、断っている人に勧誘を続けることや、根拠もなく「安くなる」など、うそを告げることも禁止されています。

光回線や携帯電話などの通信サービスの契約は、長期にわたり内容も複雑です。契約する前に、本当に契約内容を理解しているか、自分に合ったサービスなのかを慎重に検討しましょう。分からない点は事業者の説明を求め、契約後は契約書をよく確認し、納得できない場合は、初期解除制度や確認措置による解除を検討しましょう。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

- ▶開設日 月曜～金曜(祝日・年末年始は休み)
- ▶相談時間 10時～15時30分
- ▶場所 志免町志免中央1の10の10 志免町地域安全安心センター2階
- ▶問い合わせ先 ☎936-1594

須恵町消費生活出張相談窓口

- ▶開設日 第2・第4月曜(祝日・年末年始は休み)
- ▶相談時間 10時～12時
- ▶場所 須恵町役場2階会議室(地域振興課前)
- ▶問い合わせ先 ☎932-14388

※電話での相談の際は、お手元に書類などを準備してご連絡をお願いします。

※来所相談の際は、事前に電話にて必要書類の確認、相談日時の調整をしていただくようお願いいたします。

